

気になる相談（令和6年9月）
中古車の売却トラブルに注意

中古車販売が活発になることに伴い、消費者が中古車を売却する際のトラブルに関する相談も多く寄せられています。「売却契約後、一方的に買取金額を引き下げると言われた」「キャンセル後、説明のないキャンセル料を請求された」等の相談が寄せられています。

【相談事例】

- 過去に購入した中古車を売却しようと思い、複数の業者へ見積りを依頼し、査定後、一番高額な提示があった業者と契約した。その後、事業者から、当該車両が検査で事故車と判断されたため買取金額を引き下げたいと連絡があった。購入時に事故歴はないと聞いているし、事故も起こしていないので、提示通りの金額で買い取ってほしい。
- 車を売却するため、一括見積サイトへ登録し、一番高い買取金額を提示した事業者から契約に必要な書類が送付された。その後事情が変わったので、連絡の3日後にキャンセルを申し出たところ、キャンセル料を請求された。これまでキャンセル料の説明はなく、書類にも記載が見当たらないうえ、契約書もまだ提出していないのにキャンセル料を請求されることに納得できない。

【注意点】

- 車の売却は、特定商取引法におけるクーリングオフの対象から除外されており、契約後は契約書の内容に従うこととなります。
- 契約書にないキャンセル料を請求された場合や、契約書に記載された額以上の金額を請求された場合には、契約書に従った対応を求めることができます。

【対処法】

- 査定して契約した後に、修復歴や事故歴を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はありません。ただし、修復歴、事故歴があることを認識していた場合には、査定時に必ず申告してください。
- 買取代金の支払い条件や、キャンセル料の規定など、契約前に確認し、十分に理解したうえで契約しましょう。
- 少しでも不安に思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 または 愛媛県消費生活センター (TEL:089-925-3700)